

# 令和4年度関係人口創出プログラム 実施要領

## 1 趣旨・目的

人口減少が府内でも特に著しい丹後地域において、地域の活性化等に資する関係人口の創出・拡大を目的として、丹後地域内の法人、団体、事業者等から事業提案を募集し、民間の多様な視点やネットワークを活かし、地域外と連携しながら、丹後広域振興局（以下、「振興局」とする）との共同事業として取り組む事業を実施する。

## 2 概要

### (1) 募集対象事業

以下の要件を全て満たすものについて企画提案を募集する。

#### ①主体性

提案者が主体となり、関係者調整や事業運営を行うものであること

#### ②的確性

本プログラムの趣旨を踏まえて事業目的やアウトプットを設定し、達成に向けて効果的且つ効率的な取組を行うものであること

#### ③先駆性

関係人口の創出・拡大による丹後地域の活性化等に先駆的に取り組み、その効果や実績等を丹後地域内に波及させられるものであること

#### ④発展性

実施結果を活かして実施体制や事業スキーム等を構築し、事業終了後も提案者主体で発展的に取り組む計画が立てられているものであること

#### ⑤期間

3ヶ月程度の計画（企画調整期間を含む）であり、且つ令和5年2月28日までに実施が完了するものであること

### (2) 対象外事業

以下に該当する事業については対象外とする。

- ・具体的なアウトプットを想定していない事業
- ・府や市町村からの補助金等により実施している事業
- ・過去の採択事業の提案者が提案する同様又は関連する事業
- ・政治的、宗教的な内容を含む事業
- ・実施内容が社会秩序や公序良俗に反する事業
- ・営利性、娯楽性、嗜好性が顕著であって、行政として支援する必要性が乏しい事業
- ・一部の会員、構成員等のみを対象とした事業
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された事業

### (3) 事業採択及び実施

提案事業については、(1)、(2)に基づき振興局においてヒアリング及び審査を行い、共同事業として適切と認められたものを採択する。

採択後、提案者と振興局で詳細を適宜協議の上、事業を実施する。なお、実施に係る関係者との調整等については、提案者が主体で行うこととする。また、事業の実施に当たっては、適宜振興局への報告等を行うこととする。その他、以下に該当するものについては振興局の事前の承認を得ることとする。

- ・実施に係る広報
- ・経費の支出
- ・事業計画の変更
- ・その他、振興局において必要と認めるもの

### (4) 採択事業に係る経費

採択事業に係る経費については、提案者と振興局との協議により認められた場合に限る。原則として、1件当たり30万円を上限に振興局が負担することとする。ただし、以下に該当するものを除く。

- ・食糧費に該当するもの
- ・個人給付に該当する又は類するもの（記念品、景品等）
- ・提案者及び専門性を有さない事業協力者に対する謝金、交通費等
- ・提案者等の所有物の修繕等に対する経費
- ・商品開発等に係る原材料費
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された経費

なお、対象経費の総額が上限額を超過する場合及び上記に該当する経費が含まれる場合において、提案事業の趣旨や目的に沿う経費については、提案者の負担において実施することを妨げるものではない。

### (5) 応募書類

提案者は、期日までに以下の書類を振興局に提出すること

- ア 参加表明書（別添様式1）
- イ 企画提案書（別添様式2）
- ウ 提案者の概要がわかる資料（定款、団体規約、役員一覧等）

### (6) 事業報告会への参加

採択事業の提案者は、振興局が開催する事業報告会に参加し、各事業における実績等を発表することとする。

## 2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 丹後地域に所在する法人、団体又は事業者等であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基

づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - ニ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ヘ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ト) 暴力団及びイ) からヘ) までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

### 3 備考

以下に該当する場合、振興局は事業採択を取り消すことができる。

- ・採択後に提案者が参加資格の要件を満たしていないことが明らかになった場合
- ・提案者が振興局の事前承認を得ずに企画提案書等に記載していない事項を行った場合
- ・その他、振興局との共同事業として実施することが不適切と判断された場合